

令和6年度 糸魚川市コンプライアンス推進計画

糸魚川市コンプライアンス推進委員会

1 計画の趣旨

本計画は、「糸魚川市コンプライアンス行動指針」（令和4年2月策定）を踏まえ、令和6年度に実施するコンプライアンスの取組の内容等を示すものである。

2 推進体制

（１）コンプライアンス推進委員会（副市長、教育長、部長、課長）の開催
推進委員会を開催し、本計画の策定、内容の協議を行う。

（２）コンプライアンス推進担当（原則 課長補佐）
計画をもとに、各所属の実施計画の策定、状況点検、定期確認等を行い、所属ごとのコンプライアンス推進を図る。

（３）コンプライアンス審査会（外部委員5名）の開催
審査会を開催し、計画・推進状況の確認、取組への助言等をいただく。

3 令和6年度の重点テーマ

全庁一丸となってコンプライアンスの取組を推進するために、令和6年度の重点テーマを「円滑なコミュニケーションのための職場環境づくり」とする。

各所属において、管理監督者（部長・課長）をはじめとする職員の意識改革や報告・連絡・相談の徹底など、テーマの推進に向けた取組を行う。

4 推進のための取組

（１）重点テーマに基づく取組

個別面談や係内協議等、これまでも実施している人事評価面談や係内ミーティングを活用し、報告・連絡・相談の徹底や互いの勤務状況の把握に努め、風通しの良い職場風土の形成を図る。

また、職員のモチベーションを向上させる取組を検討する。

(2) 研修の実施

コンプライアンス研修やコミュニケーション研修等を開催し、共通意識の形成とコンプライアンス意識の醸成を図る。

手法については、職層別やeラーニングを用い、種類や回数を充実させるとともに、各職層に応じた職責に関する理解を促す。

(3) チェックリストの活用

系魚川市コンプライアンス行動指針に計上したチェックリストにより、定期的に確認の機会を持つ。

(4) その他各所属での独自取組

各所属において定める実施計画に基づき、コンプライアンス推進に関する独自取組を行う。

(例) 独自チェックリスト、マニュアルの作成

安全運転の徹底

コンプライアンス推進月間の実施

(5) ハラスメント相談窓口の設置

これまでも職員相談窓口は総務課職員係が対応してきたが、中立的な立場での通報、相談を受付する窓口を外部委託で設置する。

(6) 職員アンケートの実施

職員のコンプライアンス意識や職場環境等を把握するため、全職員に対するアンケートを行う。